

# 令和6年度 村民税・県民税兼国民健康保険税申告書の書き方

## 申告期間

申告期間：**令和6年2月16日(金)～3月15日(金)**

令和5年中に北中城村へ転入してきた方や前年に村民税・県民税申告を提出した方などへ申告書を送付しております。「申告フローチャート」をご確認のうえ申告をお願いします。

## 返信用封筒で郵送してください

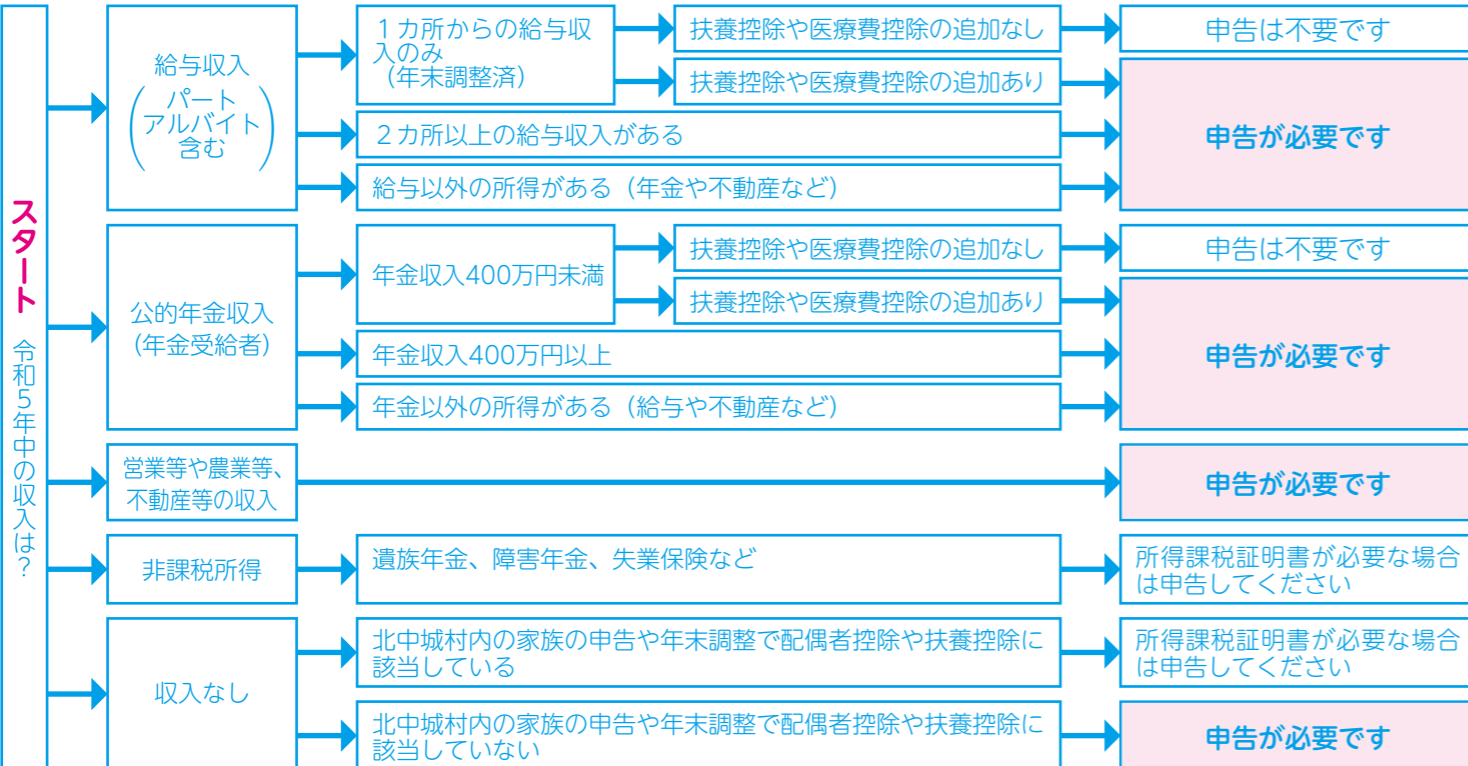
村民税・県民税申告書は、村民税・県民税申告書にある「準備するもの」のコピーを同封のうえ、返信用封筒に入れ郵送にてご提出をお願いします。

## 令和6年度以降の個人住民税から適用される主な改正点

- ① 国外居住親族に係る扶養控除等の見直しにより年齢が30歳以上70歳未満の国外居住親族は、一定の適用条件に該当する場合に扶養控除の対象となります。
- ② 上場株式等の配当所得等に係る課税方式について、所得税と住民税とで異なる課税方式を選択することができなくなります。
- ③ 個人住民税均等割の枠組みを使って森林環境税が国税として1人年額1,000円が賦課徴収されます。なお、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」が公布され平成26年度から均等割額が1,000円増額していましたが、こちらは令和5年度をもって終了します。

## 申告フローチャート

申告の必要・不要を簡易に判断するフローチャートです。ご自身の主な収入にあてはまる項目から矢印にそって申告が必要か参考にしてください。



申告期間中は所得税の確定申告の申告相談も行なっております。ただし、北中城村役場での相談・受付が困難と判断した場合は沖縄税務署をご案内する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

下記の方は、沖縄税務署で申告となります。

- \* 青色申告、損失申告
- \* 初年度の住宅ローン控除
- \* 土地・建物、株式等の売却
- \* 特定口座の株式配当や先物取引
- \* 暗号資産取引
- \* 雑損控除
- \* 消費税、贈与税、相続税

該当する方は右記の確認をお願いします。

国税庁 LINE公式アカウント

確定申告

スマホで申告は、こちら

## 対面にて申告相談をご希望の方(土日祝祭日を除く)

申告会場：北中城村役場 第二庁舎 3階  
 受付時間：午前9時～11時、午後1時～4時  
**【予約制】**  
 web予約サイトへ

\* 村民税・県民税申告書にある「準備するもの」をご確認のうえご持参ください。  
 \* 所得税の確定申告の場合は令和5年分確定申告のお知らせのハガキ(利用者識別番号が記載されているもの)も合わせてご持参ください。

## 記帳・帳簿等の保存制度について

- 対象となる人  
 事業(営業等・農業)所得、不動産所得、又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての人です。所得税の申告が必要ない人も対象となります。
- 記帳する内容  
 売上げなどの収入金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項を記載します。記帳にあたっては、日々の合計金額のみをまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。
- 帳簿の保存  
 収入金額や必要経費を記載した帳簿書類のほか、取引に伴って作成したり受け取ったりした帳簿や請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

	保存が必要なもの	保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載すべき帳簿	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

## 収入が無かった方の記入例

現住所、氏名、生年月日、電話番号、個人番号を記入してください。

前年中、収入が無かった方は(扶養されていた方や障害年金を受給していた方など)該当する番号へ○をつけ、必要事項に記入してください。

本人控除：寡婦、ひとり親控除を受ける方は該当する箇所へ○をつけてください。  
 障害者手帳をお持ちの場合は、交付日と氏名・等級が記載されているページのコピーを添付してください。

扶養親族控除を受ける方は次のいずれにも該当する者です。  
 ① 令和5年12月31日の現況において、生計を一にしている。  
 ② 合計所得金額が48万円以下である。  
 ③ 青色申告の事業専従者として給与の支払を受けていない又は白色申告者の事業専従者でない。  
 ※重複して扶養控除を受けることはできません。  
 ※扶養親族の方が障害者手帳をお持ちの場合は、交付日と氏名・等級が記載されているページのコピーを添付してください。

**必要事項にご記入後、返信用封筒に入れて郵送してください。**

## 給与収入がある方の記入例

現住所、氏名、生年月日、電話番号、個人番号を記入してください。

源泉徴収票をお持ちの方はコピーを添付してください。源泉徴収票がない方は裏面も記入してください。

年金収入もある方は「2 収入金額等の雑：公的年金欄(オ)」にも金額を記入してください。

控除を追加される方 右側の該当する控除欄に記入。また、控除の追加には証明書の添付が必要となります。

扶養親族控除を受ける方は次のいずれにも該当する者です。  
 ① 令和5年12月31日の現況において、生計を一にしている。  
 ② 合計所得金額が48万円以下である。  
 ③ 青色申告の事業専従者として給与の支払を受けていない又は白色申告者の事業専従者でない。  
 ※重複して扶養控除を受けることはできません。  
 ※扶養親族の方が障害者手帳をお持ちの場合は、交付日と氏名・等級が記載されているページのコピーを添付してください。

令和6年度(令和5年分)村民税・県民税 兼 国民健康保険税申告書

1 収入が無かった方の記入欄 申請する番号に○印を付けてください。

2 所得から差し引かれる金額に関する事項

3 所得金額

4 所得から差し引かれる金額

5 所得金額

6 給与・公的年金等に係る所得以外の村民税・県民税の納税方法

7 給与所得証明欄 (1月1日～12月31日)

8 源泉徴収票がない方 勤務先から給与所得証明欄に証明をもらってください。また勤務先が一定でない場合は月収及び勤務先の詳細を記入してください。

9 不動産所得の収入内訳書 (1月1日～12月31日)

令和6年度(令和5年分)村民税・県民税 兼 国民健康保険税申告書

1 収入が無かった方の記入欄

2 所得から差し引かれる金額に関する事項

3 所得金額

4 所得から差し引かれる金額

5 所得金額

6 給与・公的年金等に係る所得以外の村民税・県民税の納税方法

7 給与所得証明欄 (1月1日～12月31日)

8 源泉徴収票がない方

9 不動産所得の収入内訳書 (1月1日～12月31日)

10 雑所得(公的年金以外)に関する事項

11 給与・賞金の内訳

12 事業専従者に関する事項

13 源泉徴収票の内訳

14 源泉徴収票の内訳

15 源泉徴収票の内訳

年金収入がある方の記入例

令和6年度(令和5年分)村民税・県民税 兼 国民健康保険税申告書

現住所、氏名、生年月日、電話番号、個人番号を記入してください。

1 収入が無かった方の記入欄

2 所得から差し引かれる金額に関する事項

3 所得金額

4 所得から差し引かれる金額に関する事項

5 所得金額

6 給与・公的年金に係る所得以外の村民税・県民税の納税方法

源泉徴収票をお持ちの方はコピーを添付してください。「2 収入金額等の雑:公的年金欄(オ)」にも金額を記入してください。

令和 年分 公的年金等の源泉徴収票

氏名	生年月日	住所	支払金額	控除金額	支払総額
〇〇〇〇	〇〇/〇〇/〇〇	〇〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇

給与収入もある方は「2 収入金額等の給与欄(カ)」にも金額を記入してください。

控除を追加される方右側の該当する控除欄に記入。また、控除の追加には証明書の添付が必要となります。

扶養親族控除を受ける方は次のいずれにも該当する者です。  
① 令和5年12月31日の現況において、生計を一にしている。  
② 合計所得金額が48万円以下である。  
③ 青色申告の事業専従者として給与の支払を受けていない又は白色申告者の事業専従者でない。  
※重複して扶養控除を受けることはできません。  
※扶養親族の方が障害者手帳をお持ちの場合は、交付日と氏名・等級が記載されているページのコピーを添付してください。

不動産(軍用地)がある方の記入例

令和6年度(令和5年分)村民税・県民税 兼 国民健康保険税申告書

現住所、氏名、生年月日、電話番号、個人番号を記入してください。

1 収入が無かった方の記入欄

2 所得から差し引かれる金額に関する事項

3 所得金額

4 所得から差し引かれる金額に関する事項

5 所得金額

6 給与・公的年金に係る所得以外の村民税・県民税の納税方法

現住所、氏名、生年月日、電話番号、個人番号を記入してください。

控除を追加される方右側の該当する控除欄に記入。また、控除の追加には証明書の添付が必要となります。

扶養親族控除を受ける方は次のいずれにも該当する者です。  
① 令和5年12月31日の現況において、生計を一にしている。  
② 合計所得金額が48万円以下である。  
③ 青色申告の事業専従者として給与の支払を受けていない又は白色申告者の事業専従者でない。  
※重複して扶養控除を受けることはできません。  
※扶養親族の方が障害者手帳をお持ちの場合は、交付日と氏名・等級が記載されているページのコピーを添付してください。

7 給与所得証明欄  
8 事業(事業・農業)所得の収支内訳書  
9 不動産所得の収支内訳書

10 雑所得(公的年金以外)に関する事項

11 総合課税・一時所得に関する事項

12 配当所得に関する事項

13 所得金額調整控除に関する事項

14 別居の扶養親族に関する事項

15 寄附金に関する事項

軍用地の場合  
① 貸地(軍・民):軍に○をつけてください。土地明細書のR5.3月分とR5.7月分より賃貸料の合計金額を記入してください。合計金額は、表面の「2収入金額等の不動産欄(ウ)」にも記入してください。  
② 租税公課:固定資産税明細書又は公課証明書より金額を記入してください。  
③ 地主会費:土地明細書のR5.3月分とR5.7月分より会費の合計金額を記入してください。  
④ 所得金額:④-⑭-⑰ 所得金額は、表面の「3所得金額の不動産欄(ウ)」にも記入してください。

営業収入がある方の記入例

令和6年度(令和5年分)村民税・県民税 兼 国民健康保険税申告書

現住所、氏名、生年月日、電話番号、個人番号を記入してください。

1 収入が無かった方の記入欄

2 所得から差し引かれる金額に関する事項

3 所得金額

4 所得から差し引かれる金額に関する事項

5 所得金額

6 給与・公的年金に係る所得以外の村民税・県民税の納税方法

控除を追加される方右側の該当する控除欄に記入。また、控除の追加には証明書の添付が必要となります。

扶養親族控除を受ける方は次のいずれにも該当する者です。  
① 令和5年12月31日の現況において、生計を一にしている。  
② 合計所得金額が48万円以下である。  
③ 青色申告の事業専従者として給与の支払を受けていない又は白色申告者の事業専従者でない。  
※重複して扶養控除を受けることはできません。  
※扶養親族の方が障害者手帳をお持ちの場合は、交付日と氏名・等級が記載されているページのコピーを添付してください。

7 給与所得証明欄  
8 事業(事業・農業)所得の収支内訳書  
9 不動産所得の収支内訳書

10 雑所得(公的年金以外)に関する事項

11 総合課税・一時所得に関する事項

12 配当所得に関する事項

13 所得金額調整控除に関する事項

14 別居の扶養親族に関する事項

15 寄附金に関する事項

① 年間売上:帳簿より合計金額を記入してください。合計金額は、表面の「2収入金額等の営業等欄(ア)」にも記入してください。  
必要経費は各科目ごとに記入してください。  
③ 所得金額:⑩-⑪-⑬ 所得金額は、表面の「3所得金額の事業:営業等欄(ア)」にも記入してください。

不動産(アパート)がある方の記入例

令和6年度(令和5年分)村民税・県民税 兼 国民健康保険税申告書

現住所、氏名、生年月日、電話番号、個人番号を記入してください。

1 収入が無かった方の記入欄

2 所得から差し引かれる金額に関する事項

3 所得金額

4 所得から差し引かれる金額に関する事項

5 所得金額

6 給与・公的年金に係る所得以外の村民税・県民税の納税方法

現住所、氏名、生年月日、電話番号、個人番号を記入してください。

控除を追加される方右側の該当する控除欄に記入。また、控除の追加には証明書の添付が必要となります。

扶養親族控除を受ける方は次のいずれにも該当する者です。  
① 令和5年12月31日の現況において、生計を一にしている。  
② 合計所得金額が48万円以下である。  
③ 青色申告の事業専従者として給与の支払を受けていない又は白色申告者の事業専従者でない。  
※重複して扶養控除を受けることはできません。  
※扶養親族の方が障害者手帳をお持ちの場合は、交付日と氏名・等級が記載されているページのコピーを添付してください。

7 給与所得証明欄  
8 事業(事業・農業)所得の収支内訳書  
9 不動産所得の収支内訳書

10 雑所得(公的年金以外)に関する事項

11 総合課税・一時所得に関する事項

12 配当所得に関する事項

13 所得金額調整控除に関する事項

14 別居の扶養親族に関する事項

15 寄附金に関する事項

アパートの場合  
① アパート:家賃明細書より合計金額を記入してください。合計金額は、表面の「2収入金額等の不動産欄(ウ)」にも記入してください。  
② 減価償却費:減価償却費の内訳より算出した金額を記入してください。  
③ 租税公課:固定資産税明細書又は公課証明書より金額を記入してください。  
④ 修繕費:修繕に使った費用があれば記入してください。  
⑤ 空欄:アパートについて生じた費用がある場合に科目と金額を記入してください。  
⑥ 所得金額:④-⑭-⑰ 所得金額は、表面の「3所得金額の不動産欄(ウ)」にも記入してください。